

○須賀川市入札参加資格等審査会設置要綱

平成21年4月1日制定

須賀川市入札参加資格等審査会設置要綱

(設置)

第1条 市が発注する競争入札に参加することができる者に必要な資格等及び入札参加者の公正を期するとともに、入札及び契約等に関し市の方針を協議するため、須賀川市入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が発注する競争入札に参加することができる者に必要な資格審査に関すること。
- (2) 競争入札対象案件の入札方式又は入札参加資格要件の変更に関すること。
- (3) 第6条に掲げる指名競争入札及び随意契約対象案件の業者選定に関すること。
- (4) 入札及び契約等の透明性及び公平性確保に関すること。
- (5) その他工事等の入札及び契約等に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 審査会に会長及び副会長を置き、会長には副市長、副会長には財務部長をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、会議の議長となり、審査会の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会長及び副会長がともに事故あるとき又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は会長が招集する。

- 2 審査会は、原則として月2回開催するものとする。
- 3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、臨時に審査会を開くことができる。ただし、会長が特に軽易と認めたもの又は緊急を要するものについては、持ち回り審議で審査会の開催に代えることができる。
- 5 会長は、審議事項に関し特に必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(入札参加資格等の審査)

第6条 入札を執行する所管課(麻)長は、次の各号に定める書類を作成し、審査会の審査に付すものとする。

- (1) 入札方式を変更する場合 入札方法変更確認書(第1号様式)
- (2) 入札参加資格要件を変更する場合 制限付一般競争入札参加資格要件変更確認書(第2号様式)
- (3) 1件の設計金額が1千万円以上の競争入札対象案件を指名競争入札又は随意契約のための見積りに付する場合 指名候補者選定調書(第3号様式)
- (4) その他会長が必要と認める場合 会長が指定する書類
(会務の決定)

第7条 審査会の会務は、出席委員の過半数の同意をもって決定する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開及び秘密の保持)

第8条 審査会は公正にその任務を行い審議は公開しないものとし、審議内容については秘密を厳守しなければならない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は財務部財政課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるものを除くほか、審査の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(須賀川市工事等指名業者選考委員会設置要綱の廃止)

2 須賀川市工事等指名業者選考委員会設置要綱(昭和59年須賀川市訓令第4号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月21日から施行する。

別表（第3条関係）

職名
副市長
財務部長
総務部長
企画政策部長
市民福祉部長
文化交流部長
経済環境部長
建設部長
上下水道部長
教育部長
市民協働推進部長

第1号様式（第6条関係）
その1（建設工事用）

入札方法変更確認書

会 長	委 員	起 案 日	年 月 日
		決 裁 日	年 月 日

下記対象案件の入札方法を変更したい。

担 当 部 署		工 事 種 別	
工 事 名		設 計 金 額	
工 期		工 事 箇 所	
概 要			
変 更 前 の 入 札 方 法			
変 更 後 の 入 札 方 法			
変 更 事 由			

その2 (建設工事以外用)

入札方法変更確認書

会 長	委 員	起 案 日	年 月 日
		決 裁 日	年 月 日

下記対象案件の入札方法を変更したい。

担 当 部 署		業 種	
案 件 名		設 計 金 額	
期 間		場 所	
概 要			
変 更 前 の 入 札 方 法			
変 更 後 の 入 札 方 法			
変 更 事 由			

第2号様式（第6条関係）

その1(建設工事項用)

制限付一般競争入札参加資格要件変更確認書

会 長	委 員	起 案 日	年 月 日
		決 裁 日	年 月 日

概要

担当部署		工事種別	
工 事 名		設計金額	
工 期		工事箇所	
概 要			

入札参加資格要件の変更

須賀川市一般競争入札実施要綱第7条により、入札参加資格の要件を次のように変更したい。

No	
[変更事由]	

制限付一般競争入札参加資格

No	要 件
(1)	須賀川市競争入札参加資格登録規程第2条に規定する有資格者名簿に登録されている者であること。
(2)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3)	須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱に基づく入札参加資格制限期間中の者でないこと。
(4)	須賀川市内に本店又は営業所(支店)を有する者で、営業所(支店)については、有資格者名簿に登録されている委任先であること。
(5)	有資格者名簿の「〇〇〇〇」の等級区分が「〇」に格付けをされている者であること。
(6)	建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
(7)	建設業法第26条の規定その他法令に違反しない技術者を適正に配置できること。
(8)	過去〇〇年間において、本工事と同種の工事について国、都道府県、政令指定都市、市町村、公団・公社等の特殊法人発注の施工実績があること。この場合において、施工実績は、元請によるものとするが、それに相当する実績を有する場合も含むものとする。
(9)	会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく民事再生手続き中の者でないこと。
(10)	市税の滞納がないこと。
(11)	その他対象工事ごとに定める要件

その2(建設工事以外用)

制限付一般競争入札参加資格要件変更確認書

会 長	委 員	起 案 日	年 月 日
		決 裁 日	年 月 日

概要

担当部署		業 種	
案 件 名		設 計 金 額	
期 間		場 所	
概 要			

入札参加資格要件の変更

須賀川市建設工事以外の一般競争入札実施要綱第7条により、入札参加資格の要件を次のように変更したい。

No	
[変更事由]	

制限付一般競争入札参加資格

No	要 件
(1)	須賀川市競争入札参加資格登録規程第2条に規定する有資格者名簿に登録されている者であること。
(2)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3)	須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱に基づく入札参加資格制限期間中の者でないこと。
(4)	須賀川市内に本店又は営業所(支店)を有する者で、営業所(支店)については、有資格者名簿に登録されている委任先であること。
(5)	会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく民事再生手続き中の者でないこと。
(6)	市税の滞納がないこと。
(7)	その他対象案件ごとに定める要件

指名候補者選定調書

契約番号

指名候補決定人数	市長	会長	委員

起	案	日
年	月	日
決	裁	日
年	月	日

所 属			
業 種			
工事番号			
件 名			
場 所			
工 期	年 月 日	～	年 月 日 日間
設計金額			
概 要			

件数 件

業者番号 所在地	業 者 名	点数 ランク	候補	決定	指名 実績	契約実績		選定理由
						件数	金額(円)	

選定理由		
01 等級別格付基準	02 工事等成績	03 技術的適正
04 当該工事等の地域要件	05 災害復旧等緊急工事	06 特殊工法

